

函館空港国際航空便運航補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館空港発着の国際航空旅客便を新規就航、再開または増便させる航空会社を支援するため、函館空港国際航空便運航補助金の交付について、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する航空会社（以下「補助事業者」という。）とする。

(1) 平成29年夏ダイヤ以降に函館空港に国際航空旅客便を新規就航させる航空会社

(2) 令和2年1月に函館空港において国際航空旅客便を運航していた航空会社で、新型コロナウイルス感染症の影響により運休していた当該旅客便を再開させる航空会社

(3) 函館空港発着の国際航空旅客便を新規就航または再開させた後、当該旅客便を増便（増便の日の属する月の1年前の月から増便する日の属する月の前月までを基準期間とし、運航計画書において設定された各月の運航回数が基準期間における同月よりも増加しているものをいう。ただし、月の運航回数が増加している場合であっても、1週間（月曜日から日曜日まで）で増加していない時は該当しない。）させる航空会社

2 前項のいずれの場合も、函館空港へ週2便（週平均）以上運航し、新規就航または運航再開の日から3年を経過していない航空会社とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるものとし、新規就航、再開または増便に必要な経費（消費税および地方消費税相当額を除いた額とする。）とする。

(補助金の額および期間)

第4条 補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。ただし、予算の範囲内において市長が定める額を交付するものとし、新規就航、再開または増便の日から起算して、1年間につき500万円を上限とする。

2 補助の期間は、新規就航、再開または増便の日から起算して1年間を経過する日の前日までとする。

3 前項の補助期間終了日が属する月に、補助対象となった国際航空旅客便を増便させる場合の補助の期間は、当該増便の月から起算して1年間とする。ただし、前項の補助金の補助期間と重複する期間がある場合は、前項の補助金の補助期間終了後から適用される。

4 補助の期間が翌年度にわたる場合、補助金の額は、各年度における別表1に定めるとおりとする。ただし、補助金の額は第1項に定める上限額を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、新規就航、再開または増便となる国際航空便旅客便を運航させる前に、補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、前条第2項に規定する補助の期間が翌年度にわたる場合においては、当該年度分の申請は当該年度の3月31日分までとし、翌年度分については補助上限額の範囲内において、翌年度4月1日に別途申請するものとする。

3 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 運航計画書(別記第2号様式)

(2) 補助対象経費に係る見積および補助金額の算出基礎等

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認められるときは補助金の交付を決定し、補

助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、適当でないと認めるときは補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助事業者それぞれに通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助金の上限額に到達したとき、または補助の期間が終了したときは、補助事業実績報告書（別記第5号様式。以下「報告書」という。）により、完了した日から30日以内または当該年度の3月31日までのうちいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書は、第5条第2項の規定により翌年度にわたる継続分を申請した場合には、当該年度分と翌年度分をそれぞれ別に提出するものとする。

3 第1項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 運航実績書（別記第6号様式）

(2) 補助対象経費の支払いが確認できる書類

(3) 地上支援業務従事者宿泊状況報告書（別記第7号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の報告書により報告を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査等を行い、交付すべき補助金の額を確定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（関係書類の備付け）

第10条 補助事業者は、補助対象経費に関する帳簿および書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿および書類については、補助金の交付を受けた年度の翌

年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 函館空港国際航空便再開補助金交付要綱（令和5年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 函館空港国際航空便就航補助金交付要綱（令和5年12月8日施行）は、廃止する。
- 4 廃止前の函館空港国際航空便再開補助金交付要綱に基づき補助金を受けた者は、この要綱に基づき補助金を受けた者とみなす。
- 5 廃止前の函館空港国際航空便就航補助金交付要綱に基づき補助金を受けた者は、この要綱に基づき補助金を受けた者とみなす。

別表1（第3条，第4条関係）

補助対象経費	補助金の額	補助の期間
バックオフィス賃料・共益費	補助対象経費の2/3以内	新規就航，再開または増便の日から1年間（新規就航，再開または増便の日以前に発生した経費は対象とならない。）
チェックインカウンター，到着ロビー等の共用施設使用料		
ボーディングブリッジ使用料		
函館空港で地上支援業務に従事するために，出張を伴って函館市内に滞在するスタッフの宿泊費用（飲食費および入湯税が含まれている場合は当該費用を除く。）	補助対象経費の10/10以内 （上限10,000円/泊）	
函館空港内での広告掲出費用	補助対象経費の10/10以内	
初期費用（サイン看板設置費等）	補助対象経費の10/10以内	新規就航の日から1年間（新規就航の日以前に発生した経費も対象とする。）
その他市長が特に認める経費	市長が別に定める額	市長が別に定める期間

令和 年度 補助金交付申請書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

(申請者)

住 所

法 人 名

代表者名

補助金の名称 函館空港国際航空便運航補助金

上記について補助金の交付を受けたいので、函館空港国際航空便運航補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 新規就航日等および完了予定日
新規就航日等 令和 年 月 日
完了予定日 令和 年 月 日
- 2 補助金の交付の対象となる経費（補助対象経費）
円
- 3 補助金交付申請額
円
- 4 関係書類
別紙のとおり

運 航 計 画 書

運航航空会社														
運航路線	_____ 空港(外国名) ~ 函館空港													
運航期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日													
前年度から継続の場合、前年度の補助対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日													
機種・座席数	(座席数： 席)													
運航曜日 (増便は増便分のみ)	・令和 年 月 日～ 週 便(月,火,水,木,金,土,日) ・令和 年 月 日～ 週 便(月,火,水,木,金,土,日) ・令和 年 月 日～ 週 便(月,火,水,木,金,土,日)													
運航回数 (増便は増便分のみ)	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
	回数													回
①バックオフィス賃料・共益費														円
②共用施設使用料														円
③ボーディングブリッジ使用料														円
④宿泊費														円
⑤広告掲出費用														円
⑥初期費用														円
⑦その他市長が特に認める経費														円
⑧補助対象経費 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦														円
⑨補助金交付申請額 (①+②+③)×2/3+④+⑤+⑥+⑦(※)														円

※増便の場合、①～⑨は増便に係る経費を記載すること。

※⑨>5,000,000円の場合、5,000,000円とする。

ただし、前年度から継続の場合、5,000,000円－前年度交付（決定）額とする。

令和 年度 補助金交付決定通知書

函 港 振
令和 年 月 日

(申請者)
住 所
法 人 名
代表者名

函 館 市 長

補助金の名称 函館空港国際航空便運航補助金

令和 年 月 日付けで申請のあった上記補助金の交付については、内容精査の結果、次のとおり決定したので、函館空港国際定期便運航補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

記

- 1 補助対象経費および補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
円	円

- 2 この補助金に係る補助期間の完了予定日は、令和 年 月 日とする。
- 3 補助金は、実績報告書提出後、補助金の額の確定後において交付するものとする。
- 4 次の条件を承知されたい。
- (1) この通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの

- 決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (3) この補助金に係る補助期間が完了したときは、要綱に定める期日までに補助事業実績報告書により市長に報告しなければならない。
 - (4) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。この場合、補助金の額の確定後においても同様とする。
 - (ア) この補助金を他の用途に使用したとき。
 - (イ) この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (ロ) 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。
 - (エ) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情変更により、補助金の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (オ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
 - (5) この補助金により取得し、または効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
 - (6) 補助事業者は、補助対象経費に係る帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

別記第4号様式（第6条関係）

令和 年度 補助金不交付通知書

函 港 振
令和 年 月 日

（申請者）
住 所
法 人 名
代表者名

函 館 市 長

補助金の名称 函館空港国際航空便運航補助金

令和 年 月 日付けで申請のあった上記補助金に関し、内容精査の結果、補助金の交付が不相当と認められるので通知します。

別記第5号様式（第7条第関係）

令和 年度 補助事業実績報告書

令和 年 月 日

函館市長様

（補助事業者）

住所

法人名

代表者名

補助金の名称 函館空港国際航空便運航補助金

令和 年 月 日付け函港振をもって交付の決定を受けた上記補助金に係る補助期間は、令和 年 月 日完了したので、函館空港国際航空便運航補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助金交付決定通知額 金 円

運 航 実 績 書

運航航空会社														
運航路線	_____ 空港(外国名) ~ 函館空港													
運航期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日													
前年度から継続の場合、前年度の補助対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日													
機種・座席数	(座席数： 席)													
運航曜日 (増便は増便分のみ)	・令和 年 月 日～ 週 便(月,火,水,木,金,土,日) ・令和 年 月 日～ 週 便(月,火,水,木,金,土,日) ・令和 年 月 日～ 週 便(月,火,水,木,金,土,日)													
運航回数 (増便は増便分のみ)	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
	回数													回
①バックオフィス賃料・共益費														円
②共用施設使用料														円
③ボーディングブリッジ使用料														円
④宿泊費														円
⑤広告掲出費用														円
⑥初期費用														円
⑦その他市長が特に認める経費														円
⑧補助対象経費 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦														円
⑨補助金交付申請額 (①+②+③)×2/3+④+⑤+⑥+⑦(※)														円

※増便の場合、①～⑨は増便に係る経費を記載すること。

※⑨>5,000,000円の場合、5,000,000円とする。

ただし、前年度から継続の場合、5,000,000円－前年度交付（決定）額とする。

別記第7号様式（第7条第3項関係）

地上支援業務従事者宿泊状況報告書

【 年 月分】

従事者氏名	居住地	従事した業務										宿泊施設名	
		<input type="checkbox"/> 運航支援業務 <input type="checkbox"/> 旅客業務 <input type="checkbox"/> ランプサービス業務 函館空港で上記業務に従事した日											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		宿泊費
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	円		

従事者氏名	居住地	従事した業務										宿泊施設名	
		<input type="checkbox"/> 運航支援業務 <input type="checkbox"/> 旅客業務 <input type="checkbox"/> ランプサービス業務 函館空港で上記業務に従事した日											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		宿泊費
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	円		

従事者氏名	居住地	従事した業務										宿泊施設名	
		<input type="checkbox"/> 運航支援業務 <input type="checkbox"/> 旅客業務 <input type="checkbox"/> ランプサービス業務 函館空港で上記業務に従事した日											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		宿泊費
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	円		

※居住地は都道府県名（北海道居住者は市町村名）を記載する。

令和 年度 補助金の額の確定通知書

函 港 振
令和 年 月 日

（補助事業者）

住 所

法 人 名

代表者名

函 館 市 長

補助金の名称 函館空港国際航空便運航補助金

令和 年 月 日付けで補助事業実績報告のあった上記補助金については、交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたので、函館空港国際航空便運航補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円